

④ 所得税における棚卸資産の評価方法

Q : 所得税における棚卸資産の評価方法が改正になったと聞きましたが、どのようなになったのですか？

A : 低価法による評価は、その年12月31日における価額(時価)によることとされました。

【解説】

所得税法では、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産でたな卸しすべきものを棚卸資産といい、その評価方法は、次の方法によることとされています。

① 原価法

次のいずれかの方法により取得価額を算出し、その算出した取得価額をもって期末棚卸資産の評価額とする方法

・個別法・先入先出法・後入先出法・総平均法・移動平均法・単純平均法・最終仕入原価法・売価還元法

② 低価法

期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、原価法のいずれかの方法により算出した取得価額による原価法により評価した価額とその年12月31日におけるその取得のために通常要する価額とのいずれか低い価額をもってその評価額とする方法

③ 改正の内容

低価法において、原価法により評価した価額と比較する期末の評価額を、その年12月31日における価額(時価)とすることとされました。

